

沖縄市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

（趣旨）

1. この要項は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 21 条の規定に基づき、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放できる施設を指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として募集するために必要な事項を定めるものとする。

（実施内容）

2. クーリングシェルターに指定された施設は、次の内容を実施するものとする。
 - （1）冷房設備の適切な維持管理
 - （2）沖縄市域に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表される開放可能日等において、住民等が暑さをしのぐための場所を開放すること
 - （3）各施設の出入り口等、見えやすい場所へのクーリングシェルターである旨を表示したポスター等の掲示
 - （4）休息できる椅子やソファ等の設置（既設のものでも可）

（応募要件）

3. 沖縄市内に所在する施設で、次の要件を満たす施設とする。
 - （1）当該施設が、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有し、定期的にメンテナンスがされている冷房設備を有すること。
 - （2）運用期間中に沖縄市域に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
 - （3）当該施設が受入可能であると見込まれる人数に応じた一人当たりの空間が必要かつ適切に確保されていること。
 - （4）市と施設管理者との間において、「沖縄市熱中症対策指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定書」を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。
 - （5）協定を締結したときは、クーリングシェルターの名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表でき

ること。

- (6) 施設管理者及び従業員が沖縄市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 21 日条例第 15 号）第 2 条で定める暴力団、暴力団員及びこれらに関連する者ではないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく営業所ではないこと。
- (8) 当該施設の指定箇所が無料で利用できること。

（施設運用期間）

- 4. クーリングシェルの運用期間は、4 月第 4 水曜日または協定締結日から 10 月第 4 水曜日までの期間で、各施設が公表している日及び時間帯とする。

（募集期間）

- 5. クーリングシェルター指定への申し込みは随時受け付ける。

（応募方法）

- 6. 「沖縄市クーリングシェルター」指定申込書に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、電子メール等の方法によって、沖縄市役所市民健康課健康推進係まで提出すること。

（応募後の流れ）

- 7. 申込書提出後の流れは、次のとおりとなる。
 - (1) 申込書の確認・審査
 - (2) 市と施設管理者で協定内容の協議
 - (3) 協定の締結
 - (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
 - (5) クーリングシェルの運用開始

（その他）

- 8. 上記で定める以外の事項は下記により定める。
 - (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。また、指定された後

も、市が不適當と認める場合は、指定を取り消す場合がある。

- (2) クーリングシェルター選任の人員配置はないため、通常業務の範囲内での対応を行うものとする。
- (3) クーリングシェルター指定による休息用椅子等の購入や開放時冷房使用電気代、既設給水機の使用料等の費用助成はない。また、飲料や塩飴などの熱中症対策物品について、市からの配布や補助も行わない。ただし、各施設でご準備いただいた物品を配布することを妨げるものではない。
- (4) クーリングシェルターを利用した避難者が施設等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。
- (5) クーリングシェルター避難者で体調不良者が出た場合は、各施設において体調不良者が出た場合と同様の対応を行うものとする。熱中症を疑う場合には、扇風機等を当てて身体を冷やす等の対応についても検討を行う。また厚生労働省ホームページ「熱中症予防のための情報・資料サイト」の「熱中症が疑われる人を見かけたら」に掲載されているフローチャートを確認する。
- (6) 受入可能人数を超えて市民等が避難してきた場合、市ホームページを参考に他のクーリングシェルターへ案内する。その後下記連絡先まで超過したことの連絡を行う。
- (7) 市民以外の方が避難してきた場合、クーリングシェルターの意義が生命の危険を伴う暑さをしのぐためとなっているため、受け入れるものとする。例えば観光客や外で作業している在勤者なども対象となる。

【応募・お問合せ先】

住 所：〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

担 当：沖縄市役所 健康福祉部 市民健康課 健康推進係

連絡先：電話番号：098-939-1212（代表）

FAX 番号：098-934-3830（総務課行）

E-mail： a47kenko@city.okinawa.lg.jp